

## 令和2年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和2年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,459,503千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和2年2月13日提出

横浜市長 林 文 子



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 <b>1,169,423</b>
	1 使用料	1,169,423
2 財産収入		<b>20,847</b>
	1 財産運用収入	20,847
3 繰入金		<b>100,255</b>
	1 一般会計繰入金	100,255
4 繰越金		<b>400,000</b>
	1 繰越金	400,000
5 諸収入		<b>21,744,578</b>
	1 貸付金元利収入	1,400,097
	2 雑収入	20,344,481
6 市債		<b>14,024,400</b>
	1 市債	14,024,400
<b>歳 入 合 計</b>		<b>37,459,503</b>



歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		千円 <b>37,459,503</b>
	1 管 理 費	1,377,032
	2 施 設 整 備 費	759,000
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	6,668,000
	4 新本牧ふ頭整備費	22,774,000
	5 港湾施設等整備費貸付金	4,592,400
	6 公 債 費	1,284,071
	7 予 備 費	5,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>37,459,503</b>



## 第2表 債務負担行為

### 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
山下ふ頭用地造成等事業に伴う2年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和4年度まで	限 度 額 3,000,000千円
新本牧ふ頭第1期地区整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額 12,000,000千円
高度化上屋等整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額 8,700,000千円



### 第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備費	130,000 <small>千円</small>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭用地造成等事業費	6,741,000	同 上	同 上	同 上
新本牧ふ頭整備費負担金	2,561,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設等整備費貸付金	4,592,400	同 上	同 上	同 上
<b>計</b>	<b>14,024,400</b>			